



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 21 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県水産業改良普及員資格試験要綱の廃止	(水 産 課)	1
水産業普及員の担当する普及地区の名称及び普及区域の範囲の一部改正	(")	1
都市計画法施行条例の規定による区域等の指定	(都 市 計 画 課)	1

告 示

島根県告示第414号

島根県水産業改良普及員資格試験要綱（昭和34年島根県告示第411号）は廃止し、平成17年 4 月 1 日から施行する。
平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第415号

水産業普及員の担当する普及地区の名称及び普及区域の範囲を次のように定め、平成17年 4 月 1 日から施行する。
水産業改良普及員の担当する改良普及地区の名称及び改良普及区域の範囲（昭和55年島根県告示第707号）は、廃止する。
平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

普及区域の名称	普 及 区 域 の 範 囲
出雲地区	松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡及び簸川郡
石見地区	浜田市、益田市、大田市、江津市、邇摩郡、邑智郡、那賀郡及び鹿足郡
隠岐地区	隠岐郡

島根県告示第416号

島根県都市計画法施行細則（昭和46年島根県規則第22号）第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定により、都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）第 3 条に規定する土地の区域、同条例第 5 条に規定する予定建築物等の用途並びに同条例第 6 条第 1 号及び第 2 号に規定する地域を次のとおり指定したので、島根県都市計画法施行細則第 3 条第 4 項、第 4 条第 2 項及び第 6 条第 2 項において準用する同規則第 3 条第 4 項の規定により次のとおり告示する。
その関係図書は、島根県土木部都市計画課、松江土木建築事務所及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。
平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土地の区域

(1) 範囲

安来地区	安来町、宮内町及び飯島町の一部
荒島地区	荒島町の一部
赤江地区	赤江町、下坂田町、今津町、中津町、西赤江町、上坂田町、東赤江町及び切川町の一部
能義地区	赤崎町の一部
宇賀荘地区	佐久保町、吉岡町及び清水町の一部
島田地区	黒井田町、島田町、門生町及び吉佐町の一部

(2) 面積

約173.7ヘクタール

2 予定建築物等の用途

(1) 範囲

1の(1)の範囲のうち一般国道9号の道路の境界から200メートル以内の土地並びに主要地方道安来木次線、安来伯太日南線及び一般県道広瀬荒島線の道路の境界から50メートル以内の土地

(2) 予定建築物等の用途

予定建築物の延べ床面積が3,000平方メートル以内の店舗又は事務所の用途に供する建築物以外の建築物

(3) 面積

約100.2ヘクタール

3 都市計画法施行条例第6条第1項第1号に規定する地域

(1) 範囲

飯梨地区	飯梨町、植田町及び古川町の一部
能義地区	能義町、実松町、飯生町、利弘町及び沢町の一部
宇賀荘地区	宇賀荘町、清井町、清瀬町、九重町、野方町および折坂町の一部
大塚・吉田地区	大塚町及び鳥木町の一部

(2) 面積

約110.5ヘクタール

4 都市計画法条例第6条第1項第2号に規定する地域

(1) 範囲

大塚・吉田地区	下吉田町の一部
---------	---------

(2) 面積

約2.4ヘクタール

5 指定の年月日

平成17年 3 月29日